

桜の聖母短期大学

社会人入学

応募要項

■募集定員 (若干名)

キャリア教養学科、
生活科学科福祉こども専攻こども保育コース
生活科学科食物栄養専攻

■試験日

社会人入試Ⅰ期 2019年11月15日(金)
社会人入試Ⅱ期 2020年 2月 5日(水)
社会人入試Ⅲ期 2020年 3月 3日(火)

■選考方法

①小論文 ②面接 ③提出書類
※こども保育コースは表現力の試験を行います。
(2分程度)

■出願資格

入学時に満22歳以上で、
下記のいずれか一つに該当する者

- ①高等学校を卒業した者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤文部科学大臣の指定した者
- ⑥高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑦その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

桜の聖母短期大学社会人学生学費減免制度について

経済的事情により就学困難な社会人学生に対し、学費減免をすることによって教育の機会均等をはかり、社会人学生の修学機会の確保により、社会の健全な発展に寄与する人材育成を目的とした本学独自の奨学金制度です。

1. 家計基準

免除を申請できる者は、以下の「ア」もしくは「イ」の家計基準に該当するものとする。

ア. 給与所得者841万円以下

イ. 給与所得者以外355万円以下

家計基準の金額とは、社会人学生本人又は社会人学生の世帯の家計を支えている人(主たる家計支持者一人)の収入金額をいい、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額または所得証明書の収入金額とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額とする。

備考 (1)同一世帯に給与所得者が2人以上いる場合、主たる家計支持者一人の収入金額とする。

(2)同一人で、2以上の収入源があつて、いずれも給与所得者の場合は収入金額を合算して得た金額から所得金額を求める。

2. 減免内容

(1)免除内容 ・年間授業料690,000円の半額345,000円が減免となります。

・入学金290,000円の内140,000円が減免となり150,000円になります。

(2)免除時期 入学金、学生納付金等の入学手続時。

3. 対象

社会人入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの受験者のうち、上記1.家計基準を満たした者。

4. 申請方法

出願者は、「桜の聖母短期大学社会人学生に係る学費減免申請書類一式」を各出願期間において、他の出願書類とともに提出する。出願期間後の申請は受付できませんので、ご注意ください。(提出書類)

①社会人学生に係る学費減免申請書・入学金減免申請書

(申請を希望する方は、申請用紙を入試・広報部までご請求ください)

②家計基準を証明する書類

ア. 「給与所得者」の場合は「源泉徴収票または所得証明書」の写し

イ. 「給与所得者以外」の場合は「確定申告書」の写し、又は市町村が発行する「所得証明書」の写し



社会人入試の要項・願書は、入試・広報部までご請求ください。

学び方いろいろ桜の聖母の生涯学習♪

生涯学習センター

生涯 学習講座

社会人になってもいつでも学べる場所

教養・かかわり・こころ・語学・健康・くらし・ボランティア・資格などのジャンルで約150講座を開講。年齢・性別に関係なく(一部講座を除く)どなたでも受講できます。

履修証明 プログラム

2018年にスタートし、早速社会人の方々に受講いただいている本学の履修証明プログラム。社会人の方々を対象として、講習や授業科目を組み合わせるなどして体系的に編成した60時間以上のプログラムです。所定のコース科目・講座を60時間以上学修した後、「履修証明書」を発行いたします。

●お問い合わせ

桜の聖母生涯学習センター TEL.024-535-2531

詳しい内容はホームページでご覧いただけます